

## 神戸市 電子申請システム利用における利用規約

### (目的)

第1条 本規約は、電子申請受付システム（以下「本システム」という。）によって電子申請する者（以下「申請者」という。）が行う、神戸市（以下「本市」という。）に対する電子申請に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用)

第2条 本規約は、本システムを利用して本市に対し電子申請を行うすべての申請者に適用されるものとする。

2 本市が定める本システム利用上の決まりは、本規約の一部を構成するものとして前項の申請者に適用されるものとする。

### (規約の遵守)

第3条 申請者は、本システムの利用に際し事前に本規約を熟読の上、本規約に同意して電子申請するものとする。

2 申請者が本システムを利用して電子申請した際は、システム利用者は本規約に同意したものとみなす。

### (申請手数料の納付)

第4条 申請者は、電子申請を行った後、本市からの手数料納付依頼に従い、次の各号のいずれかの方法により申請手数料を納付するものとする。

① 本市の窓口における現金支払またはキャッシュレス決済

② e-KOBE(神戸市スマート申請システム)の利用による電子決済

2 前項の手数料納付依頼は、本システムにより申請書等の送信が行われ、本市からの手数料納付依頼に従い行うものとする。

### (申請等受付)

第4条の2 申請者が電子申請を行った後、本市の職員が本システムにて受理した日を仮受付日とし、事前審査を開始する。

2 本市の職員は、前項の事前審査において、建築基準法その他関係規定等と照らし合わせて支障ないと判断した場合、本システムにより当該申請の手数料納付依頼を行う。

3 前項において、申請手数料の納付が開庁時間外（本項においては開庁日の 17:30～24:00）及び閉庁日（土日祝日、年末年始の閉庁期間）に行われた場合は、当該申請又は納付は翌開庁日に行われたものとして扱う。

(処分通知等交付)

第4条の3 本市による確認済証その他の処分通知等の交付は、本システムに当該処分通知をアップロードする方法により行う。

2 前項における処分通知等の交付日は、申請者がダウンロードした日にかかわらず、申請者が本システムにて当該処分通知を表示可能となった日を原則とする。

(本システムを利用できない場合の対応)

第5条 本システムが障害その他の理由により利用できない場合には、申請者は書面による方法により手続を行うものとする。

(免責)

第6条 本市は、その故意又は重過失により発生した損害を除き、申請者が本システムの利用した申請により被った損害及び申請者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないものとする。

(本規約の変更)

第7条 本市は、事前通知を行うことなく、本市のホームページに掲載することにより、本規約を変更することができる。

2 変更された利用規約の施行日以降は、本システムを利用した電子申請については変更後の利用規約が適用されるものとする。

(個人情報の取扱)

第8条 本市は、申請者の入力した個人情報を、個人情報の保護に関する法律に則り取り扱うものとする。

(合意管轄)

第9条 本システムの利用に関連して申請者との間に生ずるすべての訴訟については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定める。

(準拠法)

第10条 本規約は日本国法に準拠するものとする。

附則

本規約は、令和8年4月30日から施行する。